

議案第78号

三田市手数料条例及び三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例及び三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例及び三田市印鑑条例の一部を改正する条例

(三田市手数料条例の一部改正)

第1条 三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「300円」の次に「(多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用した交付にあつては、1通につき 200円)」を加え、同表第3号中「300円」の次に「(多機能端末機を利用した交付にあつては、1枚につき 200円)」を加え、同表第18号中「300円」の次に「(多機能端末機を利用した交付にあつては、1税目1年度につき 200円)」を加える。

(三田市印鑑条例の一部改正)

第2条 三田市印鑑条例（平成9年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第14条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及び暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、使用する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして

設定された暗証番号とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、あらかじめ多機能端末機に組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。

第16条第1項中「又は第14条第2項」を「、第14条第2項又は第14条の2第3項」に改める。

第17条から第20条までの見出し中「暗証番号」を「自動交付機による暗証番号」に改める。

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。